



トラック輸送は、道路貨物運送業者を中心に、製造業や建設業、第三次産業などの事業者でも広く行われていますが、これに伴う荷役作業の際に墜落・転落などの労働災害が多発していることから、トラックの荷役作業

に従事する労働者の安全確保のため、労働安全衛生規則（以下、「安衛則」と表記します）が改正されました。

なお、今回の改正は、規模・業種に関係なく、労働者にトラックでの荷役作業を行わせている全

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されました

ての事業者が対象となります。

【主な改正内容】（※）

(1)昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車（以下「貨物自動車」と表記します）の拡大

【令和5年10月1日施行】

○昇降設備について

（安衛則第151条の67（関係））

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されました。

○保護帽について

（安衛則第151条の74（関係））

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護

帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されました。

- ①最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ワインディング車等）。
- ②最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

なお、最大積載量が2トン未満であっても墜落・転落の危険のある作業については、墜落時保護用の保護帽を着用するよう努めてください。

(2)テールゲートリフター

を使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

（安衛則第36条第5号の4及び安全衛生特別教育規程第7条の4（関係））

【令和6年2月1日施行】

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務を行う労働者に対し、労働安全衛生法に基づき、学科教育4時間、実技教育2時間の特別教育を実施する必要があります。



リーフレット
「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」

合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、受講者、科目等の記録を3年間保存す

る必要があります。

(3) 運転位置から離れる場合の措置が一部改正(安衛則第151条の11 関係)

【令和5年10月1日施行】

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けら

れることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

※詳細は、厚生労働省ホームページ「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」リーフレット等をご確認ください。

また、厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を公表しております。併せてご確認ください。

陸上貨物運送事業者の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう!
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。


運送事業者の皆様と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

<陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や交差をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

リーフレット
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」



主催 愛知労働局

安全経営あいち 推進大会2023

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

令和6年1月23日(火) 13:30~16:00 (※YouTubeによる同時配信も実施します)
Nitterra日本特殊陶業市民会館 フォレストホール (名古屋市中区金山一丁目5番1号)

■プロローグ ■主催者あいさつ

■基調講演 「安全経営あいち®」マネジメントに生きるリスクアセスメント

愛知労働局労働基準部 濱田勉安全課長

■パネルディスカッション 「リスクアセスメントを通じた『つながり』を考える」

コメンテーター ○トヨタ自動車(株)安全健康推進部 田畑英雄樹プロフェッショナルパートナー

○清水建設(株)名古屋支店 丸山哲安全環境部長 ○(社福)西春日井福祉会 河村政彦総務課長

コーディネーター 愛知労働局 濱田勉安全課長 キャスト 劇団あいち安全経営本舗

■大会宣言 ■エピローグ

お申し込みは、Webのみ。申込期限：令和6年1月16日
(ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります)

お問い合わせ：愛知労働局 安全課 ☎052-972-0255

